

## 1 趣旨

県内の環境保全活動及び自然保護活動の活性化を図るため、NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体が行う環境保全や自然保護に係る自主的な事業を広く公募し、その事業の実施に要する経費に対し、愛媛県「三浦保」愛基金を活用して予算の範囲内において助成を行います。

## 2 対象団体

- (1) 応募することができる団体は、次の要件をすべて満たす特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体（法人格の有無は、問わない。）です。
  - ①県内に事務所を有すること。
  - ②おおむね1年以上継続して環境保全又は自然保護に関する活動を行っていること。
  - ③団体の組織を備え、運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則等）を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。
  - ④財産及び会計の管理が適切に行われていること。
- (2) そのほか、次の要件をすべて満たす団体も、応募することができます。
  - ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校におけるグループであること。
  - ②令和4年度を通して環境保全又は自然保護に関する活動を行う予定であること。
  - ③学校長等指導的立場の者が公募事業の申込みを行うこと。

## 3 対象事業

応募の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、令和5年3月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

- (1) 地球温暖化防止を推進する活動に関する事業  
エコドライブの普及、省資源・省エネルギーの推進、バイオマスエネルギーの利活用推進など、地球温暖化を防止する取組
- (2) 環境学習を推進する活動に関する事業  
環境に関する指導者の育成、環境学習プログラムの実践、生涯学習や子供と大人の環境学習など、環境学習を推進する取組
- (3) 生活環境を保全する活動に関する事業  
ゴミの減量化、リサイクルの促進、マイバッグ持参運動、美化活動、花と緑のまちづくりなど、住み良い地域やまちづくりにつながる生活環境を保全する取組
- (4) 自然環境を保全し、又は活用する活動に関する事業  
自然を守る活動、自然に親しむ活動、自然を育む活動など、豊かな自然環境を保全し、又は活用する取組

## 4 助成額

助成額は、次の補助率で算出した額とします。ただし、1団体につき125万円を限度とします。

なお、補助対象経費は、別に添付している「補助対象経費費目」のとおりです。

- (1) 補助対象経費の50万円以下の部分 補助率10/10以内
- (2) 補助対象経費の50万円を超える部分 補助率1/2以内

## 5 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和5年3月15日までの間

## 6 応募方法

この要領に添付している公募事業申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上（学校におけるグループについては、(2)及び(3)は、提出可能なもののみで可）、募集期間内に、愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境計画係に持参するか、郵送又はメール若しくはFAXにより提出してください。

なお、応募は、1団体1事業とします。

おって、提出された書類は、すべて審査会において公開します。

- (1) 公募事業申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）
- (2) 団体の運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則、役員名簿等）
- (3) 直近の収支予算書及び決算書
- (4) 提出書類チェック表
- (5) その他既存の資料等で、団体の活動状況が分かる書類（A4サイズ3枚以内）

## 7 募集期間

令和4年1月11日(火)から3月25日(金)17:15まで（必着）

## 8 審査

- (1) 応募のあった事業については、愛媛県職員で構成する公募事業審査会と外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会で審査を行います。
- (2) 公募事業審査会では、応募者に直接事業内容等の説明（プレゼンテーション）をしていただき、審査します。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、書類審査となる場合があります。

なお、応募者多数の場合は、提出書類を基に、公募事業審査会で説明していただく団体を選考することがあります。

- (3) 公募事業審査会の審査結果を愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会に付議した上で、補助対象事業を決定します。

## 9 公募事業審査会の審査日

別途通知します。（令和4年4月下旬から5月上旬を予定しています。）

## 10 公表

補助対象事業については、団体名（活動内容）、代表者、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。

## 11 結果の通知

審査（書類選考を含む。）の結果は、応募のあった団体すべてに文書でお知らせします。

## 12 事業の事後評価

補助金の交付を受けた団体には、今後の環境保全活動及び自然保護活動の推進に生かすため、事業実施後、事業評価を行い、その結果を報告していただき、これを公表します。

## 13 シンボルマーク等の表示

補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の実施に際し、「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領」に基づき、印刷物等に愛媛県「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプの表示をしていただきます。

## 14 その他

この事業は、県議会での予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

### 【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境計画係 Tel 089-912-2346（係直通）